公正かつ透明性のある経営を実現させるために

基本方針

Nittoグループは、すべてのステークホルダーの利益を重視し、かつ長期的・継続的な株主価値の最大化を実現する上で、コーポレート・ガバナンスの確立は極めて重要な課題であると考えています。

従業員一人ひとりが企業人あるいは社会の一員として守るべき共通の指針として、「経営理念」および「ビジネス行動ガイドライン」を定めています。「経営理念」には、それを実行するための「心構え」や「価値観」「行動基準」を明文化した「The Nitto Way」を示し、「健全で透明な経営」の推進に努めています。

さらに、公正かつ透明性のある経営のために、各専門分野ごとに基本方針を定めて、それに従ったガバナンスを行っています。

ガバナンス体制

取締役、取締役会、執行役員

取締役会は経営に係る重要な事項について意思決定するとともに、取締役および執行役員による業務執行を監督しています。取締役および執行役員は、取締役会が決定した基本方針に従い、業務執行の任にあたっています。また、経営の健全化、透明性を高めるために取締役および執行役員の任期を1年に設定するとともに、平成19年度から社外取締役を選任しています。

経営・報酬諮問委員会

代表取締役の諮問機関として、経営上の重要課題および役員報酬に関し、異なった視点からのアドバイスを得るために、社外の有識者で構成する経営・報酬諮問委員会を設置しています。

監査役、監査役会

監査役は、取締役会に出席して取締役の業務執行を監視するとともに、その他の重要会議への出席、取締役および従業員から活動状況聴取、決裁書類その他の重要書類の閲覧、本社・技術・事業部門や事業所ならびに国内外の子会社などの調査、会計監査人からの監査報告聴取および意見交換などを通じて、監査を実施しています。

■コーポレート・ガバナンス体制図 〈2015年7月〉

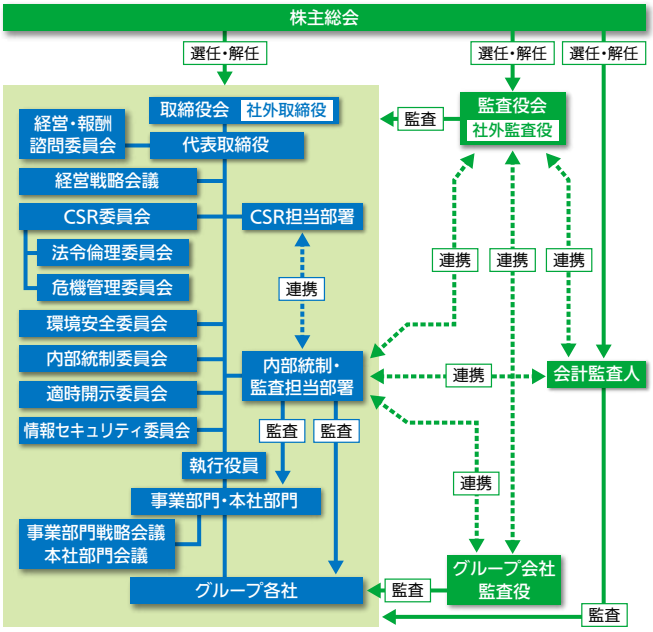

監査および内部統制

Nittoグループでは、企業の社会的責任を果たすために、牽制機能を有する独立性のある部門が、監査および内部統制を実施しています。

監査（内部監査）

内部監査は、Nittoグループ各社の経営活動が正確、正当かつ合理的に行われているかを監査し、業務の改善、業績向上に資することを目的にしています。

加えて、従業員、お客様、社会に対する安心を確保するために、品質・環境・安全を対象としたQES監査も行っています。

さらに外部監査も定期的に受けています。

内部統制

業務の適正を確保するための体制（内部統制）に関する基本方針および「財務報告に係る内部統制」を構築し、全社的統制（統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、ITへの対応）が適切に整備・運用されている状況を目指します。